

国家戦略特区ワーキンググループ資料

平成 28 年 6 月 観光庁

【日本再興戦略 2016 における記載】

- ・ 訪日外国人を含めた観光客の増加に対応し、地方創生を推進するためにも、農家民宿など、受け入れ側の地域（着地）における意欲のある宿泊事業者等が、当該地域の固有の資源をいかした「地域限定」の旅行商品を企画・提供していくことが重要である。
- ・ このため、宿泊事業者等によるこうした「着地型旅行商品」の取扱いが広がるよう、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）上の必置資格である旅行業務取扱管理者について、試験の簡素化等の見直しを、国家戦略特区での要望も踏まえて検討し、所要の措置を講ずる。

検討にあたっての課題

- 要望されている着地型旅行商品の内容と当該企画旅行に必要な実務知識の把握
- 消費者保護（旅行者の安全）の担保方法
例 安全なバスの選定、責任関係や補償の整理等

今後のスケジュール

- 6 月下旬以降 関係者の意見聴取・検討の開始
- 出来る限り速やかに結論を得る。